

## 北谷浄水場系統における水道水の有機フッ素化合物に関する意見書

北谷浄水場の取水源である比謝川・長田川・嘉手納井戸群の原水から極めて高濃度の有機フッ素化合物（PFOS・PFOA・PFHxS）が検出されていることが、連日の報道により明らかとなっている。

問題視されている有機フッ素化合物について沖縄県企業局は、米国環境保護庁が示す生涯健康勧告値 70 ナノグラムパーリットルをもって安全であるとの見解であるが、日本国内における基準値が設定されていない中でのその見解は、市民の水道水に関する不安を払拭するに至っていない。

そのような中、有機フッ素化合物の除去に有効であるとされた、粒状活性炭を通過していない井戸群があることが明らかになったことにより、市民の不安を一層増長させている。

よって沖縄市議会は、市民の生命、安全を守る立場から、市民の生活に欠かせない水道水に対する不安を取り除き、安心して使用できるよう下記の事項について強く要求する。

### 記

1. 国及び県は北谷浄水場の浄水に有機フッ素化合物が含まれないようにするため必要な措置を講ずること。
2. 国は早急に有機フッ素化合物の基準値を定め、安全性が確保されるまで、県は比謝川等からの取水を制限し、別の水源確保を図ること。
3. 県は 早急に水道水の安全性を明確にし、報道を通じた十分な情報開示をおこなうこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 7 月 8 日  
沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣 厚生労働大臣 環境大臣 防衛大臣 沖縄県知事  
沖縄防衛局長 沖縄県企業局長